

### 第33号議案

#### 負担付きの寄附の受納について

次のとおり負担付きの寄附を受納することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求める。

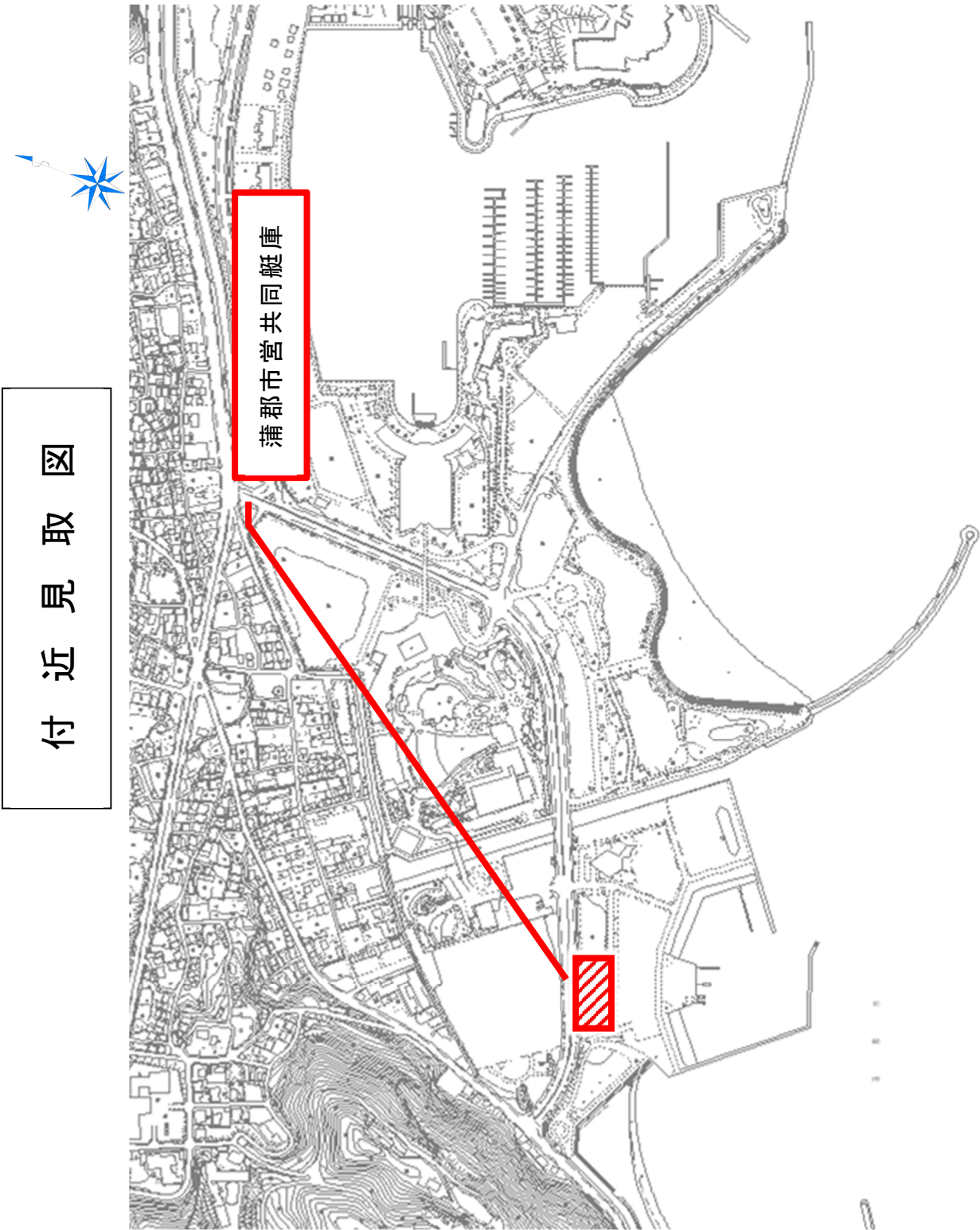
令和2年3月23日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- 1 寄附の目的 県有地である蒲郡市営共同艇庫敷地内に寄附者が新たに艇庫を建設することにより、市が行うヨット振興に寄与するため。
- 2 寄附の対象
  - (1) 名 称 艇 庫
  - (2) 種 類 建 物
  - (3) 所 在 地 蒲郡市海陽町一丁目7番地
  - (4) 構 造 等 鉄骨造2階建 延べ224平方メートル 1棟
  - (5) 受 納 艇庫竣工後、速やかに市に引き渡す。
- 3 寄 附 者 名古屋市千種区若水三丁目2番12号  
学校法人名古屋電気学園  
理事長 後藤 泰之
- 4 寄附の条件
  - (1) 市は、愛知県港湾管理条例（昭和29年愛知県条例第44号）に基づき、蒲郡市営共同艇庫敷地に関する占用申請手続を行うこと。
  - (2) 市は、愛知県港湾管理条例に基づき蒲郡市営共同艇庫敷地に関する占用許可が受けられた場合に限り、寄附者に対して、寄附を受けた艇庫を愛知工業大学ヨット艇庫として31年間貸し付けること。
  - (3) 市は、上記4(2)の規定による貸付期間が満了した後の艇庫の貸付けについては、寄附者との協議の場を設けること。

提案理由

負担付きの寄附を受けるため提案する。



第 3 3 号議案資料 (2-2)

配置図

